

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
1	ファクス	条例全体	議員が様々の市民の陳情・請願に賛成したのか反対したのか、後でわかるようにして欲しい。 賛成多数などという議事進行が、無責任の原因となっている。さらに、政党政治も廃止すべき。全員、個人の資格のみとせよ。政党政治が、無責任政治の原因。	現在、請願・陳情に対する各会派の賛否は、議案に対する賛否とあわせて国立市議会だよりで公表しておりますので、ご参照ください。 また、地方議会は地方自治法で過半数表決の原則が規定されておりますので、法に従って運営せざるを得ませんが、全会一致での議決が望ましいことは言うまでもありません。第13条(討議の原則)の議員間討議の活用により、議員間での合意形成に努めます。 さらに政党政治についてのご意見は、有権者が候補者を直接選択し、有権者の信託は候補者個人に与えられるものとの意図と理解し、議会のあり方へのご意見として、真摯に受けとめます。	対応済み 反映しない 参考
2	ファクス	条例全体	経過措置を設けていないが、いきなり実施で大丈夫なのか心配。 「～について努める」との努力規定が多用されているが、これでは、実行しようがしまいがどっちでも良いことにならないだろうか。「～について実行する」と義務規定とすべき。	経過措置が必要な条文がある場合は、付則で対応する予定です。国立市議会としては、早期に基本条例を始動させたいと考えており、現在、関連例規整備や運用の検討を行っております。 努力規定はなるべく避ける方向で協議してきましたが、法との整合性や実際の運営上、努力規定とせざるを得ない箇所もございます。制定後、基本条例を実際に運営する中で、随時見直しを行い、実効性の確保に努めます。	参考 反映しない / 参考
3	ポスト	条例全体	法制度上、公文書であり、法規文であるため、一定の約束や決まり事があります。そこで、国立市文書管理規程第22条第2項(以下「第」を略称します)を基本として、「地方議会用語辞典」、「逐条地方自治法」や法制執務、法令用語辞典等を踏まえて、以下の疑問点を記します。 1 用語の位置 第 章 () 第 条 ~ 2 ~ (1) ~ とすべきだと思います。	1. 国立市の条例、規則等の書式例にしたがって、最終的に調整いたします。	1. 反映

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
3	ポスト	条例全体	<p>2 「あたって」「当たって」 3条2号、4条1項・4項、5条2項、8条1項・2項、13条1項、14条2項、16条2項、19条2項、25条2項・3項、26条2項・3項 3 2条1号の「(以下「議決責任」という。)」は、不要である。 4 8条2項「説明、及び」は「説明及び」に 5 9条「(以下、「政策等」という。)」は「(以下「政策等」という。)」に。 6 12条「すべて」は「全て」に(平成22年内閣告示第2号により、新たに改定された。) 7 16条「条例第9条第1号から第 号」は「第9条第1号から第 号 まで」に 8 26条「負託にこたえる」は「負託に応える」に 9 28条「手続き」は「手続」に 10 25条2項と26条2項「比較だけでなく」は「比較だけではなく」に 11 2条4号は「ソーシャル・インクルージョン」とするなら5条2項5号も「パブリック・コメント」とすべきです。(法律用語辞典・第4版)(有斐閣)参照</p> <p>12 付則について 以下のようにすべきではないでしょうか。 「付則 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、国立市議会の委員会条例、会議規則等による手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたもののみならず。」 13 2条4号、4条5項、5条2項5号の「 ()という。」について 略称規定の「以下「 」という。)」は法会用語の使用として定着し、確定されていますが、 と は同格的表現のため、このような表現は法的な位置が不明確です。例えば、1つの文章で1条は 、3条は と異なる用例が可能。 14 用語の使用例として、11条では「昭和42年議会規則第2号)」とありますが、他の例規を見ると「平成 年 月()国立市()条例第 号」とあれば や が入っていたり、いなかったりして統一がとれていません。国立市ではどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>2、4～6、8～10.ご指摘のとおり修正します。 3. 条文では「議決責任」という単語をしようします。なお、その意味については逐条解説で説明します。 7. 「条例第9条各号」とします。 11. 「ソーシャルインクルージョン」、「パブリックコメント」とします。 12. 国立市議会会議規則及び国立市議会委員会設置条例には、基本条例の制定に伴い、その効力に影響がでるような手続はないため、ご案内いただいた「経過措置」の規定は必要ないと認識しております。また、条例制定にあわせて会議規則等関連例規についても、必要な改正を行います。なお、同日施行が難しい条がある場合は、施行日をずらす等、個別に対応する予定です。 13. 同格的表現は使用しないこととします。 14. 「平成 年 月国立市条例第 号」で統一します。</p>	<p>2、4～6、8～10 反映 3. 参考 7. 参考 11. 参考 12. 参考 13. 反映 14. 反映</p>

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
4	ポスト	条例全体	市議会だよりはいつもじっくり読んでいます。いつも同じことをくり返す議員が多く、時代のニーズにあった、国立で取り入れたらよい新しい案も議論していただきたいと思う。 議会基本条例...初めて見た。最近、市民との話し合いに意見を聴く会があり、“開かれた議会”期待する。是非よりよい議会改革を出来ますよう頑張ってください。	第5条(市民参加による議会の政策形成)では、議会報告会、市民の意見を聴く会等の様々な方法により、市民の方のご意見を広く聴取し、政策提案として真摯に受け止めることがうたわれております。また、第6条(広報委員会及び広聴委員会)の設置により、議会側から意見の聴取のために動く体制が図られます。国立市議会では、こうしていただいたご意見を、最終的に議会における政策形成サイクルに位置づけ、実現していくことを目指しています。	参考
5	ポスト	条例全体	条例制定に賛成。 1.本来、地方自治は二元代表制とされているが、実際には市長の議会軽視(決議の無視など)がしばしば見受けられ行政サイド優位が強まっている感あり。 一般に、市長は必ずしも有権者(投票者)の過半の得票を得て当選している訳ではなく、又そうであっても白紙委任を受けているのではない以上、しっかりとした議会のチェック機能の発揮が求められている。そのためにも第4章の規定は一步前進。 2.形骸化しつつある市民自治の精神を活性化させ、市政に生かしていくためには、第3章の規定は不十分ではあるがスタート台として評価できる。 3.議員定数に関する25条の規定も、議会制民主主義の根幹に係る部分でもあり評価する。(特に2項の考え方には全面的に賛同)	1.執行機関に対するチェック機能は、議会の重要な役割です。その意味で、第4章で具体的な規定を盛り込むだけでなく、第2章第2条(議会の活動原則)の中に追加で規定します。 2.市民自治の活性化に向けて、第5条(市民参加による議会の政策形成)の取り組みを実現していきます。 3.ご意見のとおり、地域民主主義の実現という議会の最重要の役割を重視しました。	1.反映 2.参考 3.参考
6	ポスト	条例全体	住民の声を聞くという点では、良いと思う。また、住民の要望で論点が見えるので、足りない点が見えやすくなるので、関連事業との比較、参考等の費用も削減も可能になると思われる。	議会の政策提案の際の重要な論点と考えますので、第16条(委員会の運営)運用時に考慮させていただきます。	参考(運営時対応)
7	ウェブ	条例全体	議員は市長の執行を待つだけではなく、自ら議案を提案しなければならない。議員立法の規程や議員の提案義務は規定されているのでしょうか。以上	地方自治法第112条で議員の議案提出権が規定され、国立市議会ではこれまでも「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」を議員提案で制定するなどの取り組みを行っております。今後は第5条(市民参加による議会の政策形成)や第16条(委員会の運営)にあるよう、さらなる政策提案に努め、条例や議案の提出の活性化を目指します。	参考(運営時対応)

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
8	ウェブ	条例全体	議会基本条例のポイントとしては、市民参加を促すなど歓迎すべき点が多いと思われます。ただ、実際に市民が参加するには、なかなか敷居が高く、より一層の工夫が望まれるところでしょう。基本条例は理念条例なので、具体的な記述に乏しいのは仕方ないのかもしれませんが、これだけではいささか心もとないわけで、実際にこの条例下でも取組みを拝見しなければ評価が難しいと言えます。請願・陳述者の意見陳述はこれまでも行われていましたが、記録を止めて休憩時間扱いという、市民の意見陳述を尊重しない態度と言えるものでした。今回の条例による意見陳述の改革が実施されるのであれば、それは素晴らしいことと言えます。	市民参加を促す工夫として、第5条(市民参加による議会の政策形成)に規定した方法を積極的に活用していく必要があると認識しています。 また、議会基本条例は単に理念をうたうにとどまらず、具体的な手続等も規定しておりますので、ご意見のように、基本条例のより実効性ある運用に努めます。	参考
9	ポスト	前文	市民の健康増進と社会保障・福祉の充実につとめる。 - 前文に入れる。	前文は、基本条例全体を包括する必要があるため、いただいた健康増進や福祉の充実を含む、より広い理念をうたっています。	反映しない
10	ウェブ	第1条(目的)	第1条に「市民」と「住民」との文言が混在しています。また、条例全体を通して「市民」の定義が明確となっていません。「市民(国立市内に居住する全ての方をいう。以下、同じ)」などと、定義を明確にしてください。外国人の方、住民票を有しない方、国立市内に勤務地を有する方が含まれるのか等が正確でないと、混乱のもとになります。	「住民の福祉の増進」は、地方自治法第1条の2地方公共団体の役割の規定を尊重し、高次の目的としてうたいました。 また「市民」とは、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体」を意味する旨を、趣旨及び解説の中で説明します。	趣旨及び解説に反映
11	ポスト	第2条(議会の活動原則)	ソーシャル・インクルージョン理念に配慮(第2条)に基づき提案します。市議会に手話通訳者が必要だと思えます。毎回手話通訳者を置く必要は無いと思えます。市議会が開かれる一週間程前に「議会だより」などによって、呼びかけを行えば良いと思えます。その内容は、「市議会を開きますが、手話通訳の必要の方は議会事務局に申し出て下さい」このメッセージを議会だよりなどにのせて広報すれば良いと思えます。そうする事で、聴覚障害者の傍聴者がいないのに手話通訳者が仕事をしてしまう様な、予算のむだづかいは避けられます。 実際に以上の様な方法をとっている地方市議会は今治市、函館市、大阪市、姫路市、嬉野市、四日市、塩尻市、鹿児島市、伊賀市、東村山市、深谷市、広島市などなど多数の市議会に及びます。 視覚障害者への議会関連の情報保障はどうなっていますか。例えば、国立市議会の傍聴に行く、質問する市議会議員達の質問内容の要約文が傍聴者は見れます。しかし、それは、点字文はありません。同じく議事録も多分ないと思われ、これらの事についても何らかの検討をしてください。	国立市議会では、ソーシャル・インクルージョンの理念をうたう以上、それらを実際に行うにはそれなりの覚悟が必要と重く受け止めています。手話通訳者、点字による議会資料、視覚・聴覚しょうがいをお持ちの方に対応した会議録については、ソーシャル・インクルージョン実現に向けた重要な提案と受け止め、今後国立市議会全体で協議していきたいと考えます。また、実際に対応されている地方議会の情報をご提供いただき、ありがとうございます。これら先行事例を参考に、検討させていただきます。	参考(今後の対応)

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
12	ウェブ	第2条(議会の活動原則)	できるだけ条例案に沿って、意見とその理由を(簡潔に)述べさせていただきたいと思ひます。議会・議員の責務と活動原則のところ(2条4項)にソーシャル・インクルージョンの理念を打ち出されていること素晴らしいと思ひます。議会・議員が、国立市を構成する一人ひとりに向き合い、包み支え合う地位社会を創りだしていくという理念のもと活動して、欲しいと思ひます。	ソーシャル・インクルージョンの理念は市議会として重要と考えますので、条例にうたった以上、その実現に向けて何ができるのか、大いに議論していく必要性を認識しています。	参考
13	ウェブ	第3条(議員の活動原則)	<p>第3条に「一部の団体又は地域の代表者としてではなく、市民全体の福祉の増進をめざして活動すること」と明記されていますが、条例に明記して本当に実行できるのでしょうか。某議員のHPで「地元の要請により 〇〇を設置しました」とか「地元の要望により、市役所の課長に 〇〇の修理を速やかに実施させました」とかの話を読んだことがありますが…。特に気になったのは、いくら地元の要請でも議員本人が直接、行政サイドに接触するのはいかがなものか、ということです。しかも課長。こんなことしていたら、なんでもありになります。議員本人から要請があったから、「速やかに」やったのではなく、「真に緊急性があったから」やったのだと思ひますが、条例は作るのが目的ではなく、実行できないと意味はありません。</p> <p>この第3条(1)は理念として掲げるのはともかく、条文にしてしまうと自分たちの首を絞めることになりそうですね。もし、条文として明記するならば、この際、罰則規定も盛り込んだらいかがでしょうか。でないと条例を作らなくても、現行の地方自治法だけでも十分のような気がします。</p> <p>同じく第3条「市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、高い見識を身に着けるとともに、政治倫理の向上に努めること」に関して、今、問題になっている野次や居眠りを懲戒する規定を設けるべきではないでしょうか。</p> <p>「市民」の定義をしっかりと明記しておかないと、後々、まずいことになりそうな気がします。拡大解釈して「通勤、通学」をしている者が「市民」になるようなことがあってはならないと思ひます。</p>	<p>第3条第1号は議員の活動原則として重要な規定と認識しておりますので、しっかりと条文に明記し、実効性の確保に努めます。なお、罰則規定のご意見につきましては、本条例では規定せず、第3号に規定する議員の政治倫理の向上によって対応したいと考えます。</p> <p>野次や居眠りについても、上記同様、本条第3号の政治倫理の向上の中で対応していきたいと考えます。なお、懲罰については地方自治法に定めがあり、その手続が会議規則の中に規定されております。</p> <p>基本条例では「市民」は、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体」と定義しました。この旨を、趣旨及び解説の中で説明します。</p>	<p>反映しない</p> <p>反映しない</p> <p>参考</p>
14	ウェブ	第3条(議員の活動原則)	第3条(2)の「意思を表明するにあたっては、独自の調査研究を行うとともに」は議員に過負担な文言と考えます。第22条に基づく政務活動費の記載は、「努める」程度に止まっているのとも整合性がとれません。「意思を表明するにあたっては、独自の調査研究に努めるとともに」くらいの表現が適切と思ひます	議員の調査研究は議員活動に必須と考えますので、努力規定にはせず「行う」と規定しました。なお、第22条の政務活動は調査研究を含むより広義の概念であり、不整合は生じないと考えます。	反映しない

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
15	ファクス	第4条(会派及び交渉団体)	2項3項 議員の責務の一つに政策立案がある筈。政策立案とは、ずばり「条例提案」のことである。もう少し強い表現で政策立案の決意を示すべき。	議員の政策立案については、国立市議会としても重要と認識しており、第5条(市民参加による議会の政策形成)でうたっております。会派内又は議員間での政策立案にとどまらず、市民の方のご意見をより政策に反映させることや、それに伴う各種方法を規定しました。	反映済み
16	ウェブ	第5条(市民参加による議会の政策形成)	第5条3の「適切、誠実にこれを審議する」は具体性に欠け、実務上、骨抜きとなる危険性が高い表現と感じます。「適切、誠実にこれを審議し、内容を公開するとともに、その後の取り組み状況について市民に対して報告するものとする」と修正をしてください	本条第3項は、市民の方の請願・陳情を政策提言や政策提案として受け止めることを主旨としておりますので、内容の公開については、第12条(会議の公開)に規定しました。また、市民の方への報告につきましては、現在も審議内容や表決結果を国立市議会だよりに掲載しております。今後、本条第2項議会報告会等の活用により、さらに市民と市議会との双方向な関係づくりに努めます。	一部反映済み / 一部対応済み
17	ウェブ	第6条(広報委員会及び広聴委員会)	市民と議会の関係について、より市民のアクセスができるように工夫されていると思います。広報広聴委員会は、この工夫がしっかり機能するための委員会だと思いますので、ぜひ実現してください。 これまでは事後報告的な内容の集いが多かったと思います。そうではなくて、まさに何が議論されているか、このことに市民が意見をもち、参加できるかたちを望みます。そのために市民から議会・議員との意見交換の場を要請できる仕組みを明確に作って欲しいと思います。 そのことを保証できるよう条文を考えていただきたいと思ます。	広報委員会及び広聴委員会については、情報提供や市民意見の聴取のため実際に動く委員会となると考えております。委員会自体は議員で構成されますが、ご意見の市民が参加できる方法につきましては、第5条(市民参加による議会の政策形成)の中で規定いたしました。第5条、第6条あわせて運用することで、市民意見を今後さらに政策に反映できるような仕組みをつくります。	反映済み
18	ファクス	第7条(議会と市長等の関係)	二代表制を実効性有るものにするためにも、第4章はとりわけ重要と考えます。市長は1名であるという特殊性があり、それによる(人格、個性等)“暴走”を議会が歯止めとして食い止める機能が必要です。議会の議決に反することを市長が実行した場合の歯止め(例えば、住民投票を行うことなど)を是非、第4章に盛り込んで欲しいと思います。 本条例案に盛り込むことが不適切な場合は、基本的事項を定める観点からの表現で、例えば“市長は議会決議を尊重する義務を有する”との文言の追加(第7条の前文へ)を検討願いたいです。	二代表制に関するご意見は重要と考え、国立市議会としても前文や第1条(目的)に盛り込みました。しかしながら、議会基本条例はあくまで議会についての条例であるため、市長の義務を規定することはできません。また、地方自治法に議会のさまざまな権限が定められていることや、第178条には長に対する議会の不信任議決と長の処置が規定されていることが、法的に二代表制を担保する規定であり、ご意見の「歯止め」と機能すると考えます。	反映しない
19	ウェブ	第7条(議会と市長等の関係)	第7条4の閉会中審査に関する規定ですが、情報公開の観点から抜けています。「(前略)文書による回答を求めることができる。この場合において、その内容は公開しなければならない」と修正してください	文書質問の内容公開は、条文には規定しませんが行っています。なお、その旨を条例の趣旨及び解説の中で明記していきます。	趣旨及び解説に反映

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
20	ポスト	第12条(会議の公開)	12条には、「議長等が正式に招集するすべての議会を公開する。」とあります。15条1号から4号までの会議も公開となると思いますが、公開となれば公開の3原則「傍聴可 会議録、議事録、提出資料等の閲覧、コピーの可 それらを基にした報道の自由」の対象となります。	本条例に規定する会議の公開は、ご意見にある公開の3原則の対象となります。傍聴及び会議の会議録の閲覧を認め、第15条第2項の会議も、原則公開となります。	参考
21	ファクス	第12条(会議の公開)	多様な市民参加、透明性の確保を謳っていること、ソーシャルインクルージョンを評価します。第5章、12条2項の文章は「...公開しなくてはならない」とすべきである。	本条は作為義務ではなく原則の規定ですので、「会議を公開する」という表現がふさわしいと考えました。なお、この場合も法的拘束力は生じ、また地方自治法第115条(議事の公開の原則)も同様の表現です。	反映しない
22	ウェブ	第12条(会議の公開)	第12条の規定も情報公開原則が疎かになっています。第1項について「議会は、議長等が正式に招集する全ての会議を公開する」ではなく、「議会は、全ての会議を公開する」と修正してください。第2項は、文末の「努める」が、「市民に周知し」という文言にまでかかっているかの様に読めるのも不適切です。第2項は「議会は、前項の会議の開催についてあらかじめ市民に周知し、会議記録を公開しなければならない」と修正してください	第1項は、「原則として、全ての会議を公開する」と修正します。「全ての会議」には本会議だけでなく、委員会や第15条第2項に規定する会議も含まれます。また、公開しない場合はその理由を明らかにします。 第2項は、会議の開催をあらかじめお知らせすることが困難な場合もございますので、努力規定にしました。例えば、本会議中の突発的な議会運営委員会など、開催が事前に予定されていない緊急の会議などです。事前の開催がわかっている会議については、ウェブサイトを通じて情報提供を行います。また、会議録の公開は、第1項の規定の中にも含まれており、全ての会議録が原則公開となります。	一部反映 反映しない
23	ウェブ	第12条(会議の公開)	5章の議会運営の原則のところを修正していただきたく願います。 12条の「すべて会議を公開する」は「すべての会議・委員会は原則公開する」とし、2項の「努める」は「公開する」ととめ、「できない場合はその理由を明らかにしなければならない」として欲しいと思います。基本条例案ですので、「努める」とされているところは、原則を述べ、「できない場合はその理由を明らかにしなければならない」として欲しいと思います。そうでなければ、説明責任の所在が明確化できません。会議・委員会の原則公開、関係資料の原則配布は市民の参加の根幹をなすものなのでから。	会議については、ウェブサイトを通じて情報提供を行います。また、会議録の公開は、第1項の規定の中にも含まれており、全ての会議録が原則公開となります。	反映済み 反映しない
24	ウェブ	第14条(議長及び副議長)	第14条第1項文末の「努める」もおかしいです。「～中立公平な議会運営を行わなければならない」と修正してください	地方自治法第104条は議長の権限について定めており、ここでは中立公平な議事運営の義務までは規定されておられません。条例であえて規定するにあたり、法との整合性を考慮して努力規定に留めました。	反映しない
25	ポスト	第18条(附属機関の設置)	18条の「附属機関」は、地方自治法138の4条 3項を根拠としているのでしょうか。法的にどのような附属機関なのでしょうか。	第18条の「附属機関」は、地方自治法第138の4条第3項を根拠とするものではなく、本条例にのみ根拠ある機関です。他の地方議会においても、議会改革や議員定数のあり方について諮問する附属機関を設置している例も見られ、国立市議会としても第三者の意見を聴く機関として、規定を設けました。	回答

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
26	ウェブ	第19条(議会図書室の充実)	議会図書館はほとんど使われていないのではないのでしょうか。資料としても十分ではないのではないかと、さらにこのデジタル時代に紙の資料をそろえる時代でもないと思いますがそのあたりが現実的でないように感じられます。 議員に当選したあとに、それぞれが独自に学んでおられるのでしょうが日野市の政策図書館のような機能、シンクタンク的な機能がどこかにあればいいのですが、このあたりは折角の大学連携をもっと活かせたらいいのにと考えます。	議会図書室は現在も議員の政策立案、調査研究のため機能しておりますが、ご意見にもあったシンクタンク的な機能をさらに充実させるため、本条第2項で市の図書館や市役所情報公開コーナーとの連携をうたいました。また、大学連携は、第2条(議会の活動原則)に、他自治体議会や大学等研究機関との連携を追加しましたので、資料面での連携も検討していきたいと考えます。 なお、資料のデータ化、紙ベースの廃止については、現在、議会運営委員会にて協議されております。	一部反映
27	ウェブ	第25条(議員定数)	7. 第25条第2項文末の「その理由を明確にする」という述語に対する主語が不明確です。誰が、その責務を負うのか、議会であれば、「議会は」という文言を文頭に加筆してください。 8. 第25条第3項文末の「～十分に活用する」はおかしいです。「～活用しなければならぬ」と修正してください	7. ご意見のとおり、修正します。 8. まずは議員間の協議を尽くした上で、必要に応じて市民の意見を聴くよう考えておりますので、義務規定にはしませんでした。	7. 反映 8. 反映しない
28	ファクス	第25条(議員定数)及び第26条(議員報酬)	今回、議会改革について広く市民から意見を聴取することに対し、一市民として心から敬意を表します。 そこで、議会基本条例(案)ですが、議員の皆様が議会運営、活動、使命など基本的な行動規範が網羅されており、大変立派な条例案であると思います。 ただ、一言意見を述べさせていただくと、国立市は26市の中でも税収が高い方でありながら、財政が硬直しております。議員定数や議員報酬の条文で、財政改革の視点や他市との比較だけで対応しないとの文言は賛成できません。 議員が市民の意向を代弁しているなら、議員報酬を大幅に引き下げ、定数を増やし、結果的に総経費を削減することを望みます。	ご意見のとおり、行財政改革的視点は議員定数・報酬を検討するうえで重要な視点と認識しております。それを踏まえた上で、地域民主主義の実現という議会の最重要の役割を果たし、議会力をアップさせていくために不足のない定数や報酬を、総合的に考えようという条文です。	参考
29	ウェブ	第25条(議員定数)及び第26条(議員報酬)	議員定数・議員報酬についてですが、25条2項、および26条2項に「行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく」と記載されていますが、これは「行財政改革の視点及び他市との比較を含め」というように修正して欲しいと思います。条文のなかで「～だけでなく」と表現されると、～の部分は低くみる意味が入ってきてしまいます。 行財政改革の視点及び他市との比較は大変重要なポイントですので、そのようなことがないよう修正を求めます。		参考

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
30	ファクス	第28条関係	第三者の委員会を設けるなどして点検しなければ、内輪で点検できる筈もない。	議会基本条例は27年施行予定であり、これから初めて実際に運用されることになります。まずは議会自らがその運用を評価・点検することから始め、必要に応じて第三者的からのご意見もうかがっていきたいと考えます。	参考
31	ポスト	その他	開発は身のたけにあったものを行う。さくら通りの工事は、市民の声が反映されているか疑問である。道路の舗装も問題あり。市内・東西の道路はいたる所で舗装されているが、南北の道路は痛んでいても舗装されない。- 議員の点数かせぎ 国保・介護は社会保険であり、社会をとばらってたんなる保険にするな。事業なら赤字・黒字が議論になるが、社会には国や地方自治体も入っている。消費税の導入目的と使用目的が別になっている。2枚舌になっている。	市の政策については、議員間でもさまざまな意見があるため、この場での言及はできませんが、第5条(市民参加による議会の政策形成)にもあるよう、貴重な政策提案として受け止めさせていただきます。	参考
32	ポスト	その他	議員のみなさん、ごろうさまです。議会活動で、市民のための議会活動で論議され、改善する案を出されていることに賛同します。議会は何よりも市民全体の利益の実現に立った対策であってほしいと思います。今だされている3・4・10号線は誰のために貫通させるのか！考えて欲しい。近隣一部の市民のために通すことには反対です。しかも市民との約束ごとである市民の広場を奪って、近隣一部地権者に売却するなど、言語道断であり許せません。		参考
33	ファクス	その他	内容が良くわからないので、コメント出来ませんが、市税の支出先がかたより、弱者にやさしい国立市政ではなくなっているよう強く感じています。国立駅周辺に巨額の市税をつかうのを止め、バランスのとれた予算に変えてほしいです。		参考
34	ポスト	その他	市民の請願、陳情、要望書等の扱いについて、市民の権利を守り、市民の意見を反映させるために、委員会審査の際に請願者 陳情者の意見陳述、資料提出の制度化、押印の廃止、請願書、陳情書の原文での審査、請願 陳情者への採択、不採択、継続審査等の審査結果、経過等の通知書の内容は逐条解説で明らかにすべきです。	請願者・陳情者の意見陳述について 国立市議会では、今まで、請願についてはその紹介議員が委員会において願意の説明をすることができ、陳情についてはいったん委員会を休憩した中で、陳情者自らが趣旨説明をする運営を行ってきましたが、本条例施行に合わせ、請願・陳情者が委員会の中で趣旨説明ができるように変更します。 資料提出について 請願・陳情者が資料を提出したい場合は、委員会に諮って資料の提出を認める運用を行っています。正式に制度化するかどうかについては、今後の協議に向けてのご意見として承ります。 押印の廃止 国立市議会会議規則では、請願・陳情提出の際に押印は必須要件となっています。廃止については、今後の協議に向けてのご意見として承ります。	趣旨及び解説に反映

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
34	ポスト	その他		<p>請願書・陳情書の原文での審査について 現在も原文で審査及び審議を行っています。</p> <p>請願・陳情者への採択、不採択、継続審査等の審査結果、経過等の通知について 本会議での審議結果については、請願は紹介議員を通じて請願者に、陳情は直接陳情者に文書で通知しています。また、審査経過は個別に通知しておりませんが、傍聴や会議録をご参照いただくほか、国立市議会だよりにも掲載しております。</p> <p>以上、 から つきまして、必要な個所を趣旨及び解説で明らかにします。</p>	趣旨及び解説に反映
35	ポスト	その他	<p>国立市行政手続条例第2章の申請に対する処分について、議会では請願、陳情、要望書等に関し、どのように定められているのでしょうか。議会は執行機関ではないですが、議会基本条例(案)5条3項により、市民への情報提供として備え付ける必要があると思いますが、逐条解説等で明記すべきだと思います。</p>	<p>国立市議会への請願・陳情は、国立市行政手続条例の申請や処分には当たらず、よって、同条例第2章の申請に対する処分についての規定もありません。また、請願・陳情の受理等の手続は、市議会会議規則の規定により事務執行しております。なお、本会議での審議結果については、請願は紹介議員を通じて請願者に、陳情は直接陳情者に文書で通知しています。</p>	参考
36	ポスト	その他	<p>市民の意見を聞くということで陳情・請願があるが、陳情では現在趣旨説明は休憩時間に聞くとなっているが本来の時間の中にきちんと含めても良いのではと思う。</p>	<p>陳情者の趣旨説明につきまして、ご意見のように、休憩中ではなく、委員会の公式な場で発言できるよう運営に変更します。</p>	反映
37	ファクス	その他	<p>議員に毎年度の活動予定と活動実績ならびに自己評価をホームページ上で公表することを義務付ける条文を議会基本条例に追加してもらいたい。</p> <p>今回の「市民の意見を聴く会」ならびに「パブリックコメント」で出された意見や質問に対しては、その採否と理由を公表してもらいたい。</p>	<p>議員活動の見える化は重要な視点と考えます。今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、市民の意見を聴く会やパブリックコメントにつきましては、いただいたご意見とともに市議会の考え方と対応を公表していきます。</p>	参考 / 対応済み
38	ポスト	その他	<p>議員間の討議が市民にとって透明性を持って公開される機会がより増える事を期待したい。</p> <p>公開意見交換会などより多くの市民に機会を</p> <p>各議員への関心が深まる</p> <p>市民の関心上</p> <p>市長と市議会との力関係や、意見の違いがあった場合、より公平性と重要性の検証の為、第三者機関による審査も時には、必要では？</p>	<p>第13条(討議の原則)に規定する議員間討議は、委員会活動を中心に公開の場で行ってまいります。ご意見のように市民の方に関心を持っていただける議会になることで、「開かれた議会」を実現できると考えます。</p> <p>第三者機関による審査は、国立市議会としても必要と考え、第5条(市民参加による議会の政策形成)第2項の公聴会・参考人制度の活用、第17条(専門的知見の活用)及び第18条(附属機関の設置)を規定しました。</p>	反映済み

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
39	ファクス	その他	陳情とは、そもそも情けを並べるといふことであり、あわれみを乞うことでもあり、陳情という言葉自体を変えていただきたいと思ひます。議会はもっと市民参加が成されるべきであり、陳情をやめ、市民提案、または市民提出議案にしたい。	市民からの請願・陳情については、第5条(市民参加による議会の政策形成)第3項で、政策提言又は政策提案として受け止める旨を規定しております。市民ニーズが多様化する社会状況の中、行政の制度のはざまで見えないニーズこそ、議会が市民とともに政策につなげていくべきと考え、第5条を規定しました。	一部反映済み
40	ポスト	その他	理想論が先行し、現在の議会とはかい離しているのではないか。調査研究の充実及び議会と議会事務局の体制整備などが定められているか、個々にみると議員自らの創意工夫で、議会費増額をしなくてもできるのではないか。調査研究としては、例えば北海道栗山町のように広大な町内を議員自ら意見聴取に努めている。狭い国立市内なら難しくないのではないか。議員図書室の充実にしても、市民と同じように中央図書館を利用すればことが足りるのではないか。議員研修をしなければならない議員は全く不要で、必要なら自己研鑽すべきではないか。議会事務局を充実させることは、市役所の職員を減員しているなか、全くナンセンスである。適正議会費の確保は、議会費の概要(内訳)を議会報等では公表すべし。余りにも、議会費の増額の意図が透けて見える。	ご意見のように、国立市として厳しい行財政運営を強いられる中、議会としてもそれに協力するとともに、議会費のあり方についても自ら検証しております。それを踏まえ、第20条(適正な議会費の確保)では、市民の声がより反映される地域民主主義の実現という議会の最重要の役割を果たすために、不足のない議会費を確保していくことをうたった条文です。	参考
41	ポスト	その他	議会の見学に行かなければと思ひますが、めったに実現しません。それは議会日程の公表が少ないからだと思ひます。議会報には出ていますが、もっと色々な方法でどんな議題が取り上げられるのか周知していただきたいと思ひます。	国立市議会の情報提供は、現在、市議会だよりほかウェブサイトでも行っております。ご意見のように、今後情報提供のチャンネルを増やし、さらなる広報に努め、同時に市民意見を広く聴取するという双方向性のある議会をめざしていく必要があると考え、第6条(広報委員会及び広聴委員会)を規定しました。	反映済み
42	ポスト	その他	議会事務局について条例案の文言に異論はないが、そのような実態を本当につくること。特に市長からの独立性、議会運営、議員の資質向上、どれも今までは不十分だったと思ひます。以前、議会を傍聴した時、他の議員の発言中に大声で私語をする議員がいて、事務局にどうにかするよう申しこんだが、かわらなかつた。	第23条(議会事務局体制の強化)の規定をより実効性あるものにすべきとのご意見と受け止めます。組織上、市長その他執行機関とは別の組織であることを重く受け止め、議会の政策立案機能に寄与できる組織体制を作ります。さらに、市民の方の声を伝える重要な窓口としても、十分機能を果たせるよう努めます。	参考
43	ウェブ	その他	陳情者を齎した議員がいると聞いた。議員倫理条例の方が必要ではないか。	議員の政治倫理の向上について、第3条(議員の活動原則)第3号に規定しております。委員会での協議においても、政治倫理条例が必要であるとの意見も多数ありましたので、今後の課題として検討していきます。	参考

10. パブリックコメントでの市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	コメント手段	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
44	ウェブ	その他	<p>おおむね良いと思うが、議員の法案提出促進する項目や議員の懲罰についての項目が必要と考える。</p> <p>理由としては今後の市政で重要なのは政策や新規事業の確立よりも少子高齢化に伴う政策の削減や市民サービスの廃止など市民に負担を強いる状況にある。現在の議員の選挙政策には新規事業の政策のみの争点であり、これでは市の財政の悪化が避けられない。そのため議員も無駄な事業が何かを考え、法案を提出したり、選挙活動に訴えなければならない。</p> <p>したがって議員の責務も大きくなり、法案提出を市当局と同じくらいおこない、討論する場が必要だ。また議員は発言に対して自由であるが、個人や団体の名誉を損なうようなものについては厳しく責任を取るべきである。公務員や会社員は責任は多いが議員は発言やヤジに対して責任感が薄いのではないかと懲罰も必要と考える。</p>	<p>ご意見のように議員立法等による政策提案の活性化は重要と考えます。本条例では、第5条(市民参加による議会の政策形成)や第16条(委員会の運営)にあるよう、さらなる政策提案に努め、議員立法や議案の提出の活性化を目指しています。</p> <p>また、執行機関の政策についても、第9条(政策形成過程の説明)で、財源措置、将来にわたる効果・費用、目標達成基準・見直し基準を規定しており、こうした視点で執行機関のチェック機能を果たしていきます。</p> <p>議員の懲罰については、地方自治法第134条や会議規則に定められております。しかしながら、懲罰にかける以前に、議員自らの政治倫理を向上させていくことこそ重要と考え、第3条(議員の活動原則)第3号にその旨を規定しました。</p>	参考
45	ウェブ	その他	<p>議会・委員会での議員間の自由討議、市長の反問、これらはいずれも良い展開だと思います。しかしそのような討議や反問などがなされる前に、市民に向けた議会・議員からの説明会が必要だと思います。合わせて、討議の内容などをフォローできるように、議員に配布される資料への市民のアクセスは保証されなければ、市民参加は名ばかりとなってしまいます。</p> <p>このことは議会・委員会の公開とも関連しますが、会場を傍聴者が入れるようにするのが公開ではなく、傍聴者がそこでおきていることを理解し、意見をもち、議員を通して議論に参加できるかたちを目指して欲しいと思います。</p> <p>そこをお願いなのですが、議会・委員会の原則公開、そこで使用される関係資料の原則公開(PDF等でダウンロードもできると思います)を条文に盛り込んでください。そして公開できない場合、配布できない場合は、その理由を明らかにしなければならぬとしてください。</p>	<p>議員間討議や市長の反問権については、質疑や質問の運用について、別途規程を設ける予定であります。その協議の中で、説明会を実施するかどうかを検討させていただきます。</p> <p>また、本会議・委員会については現在も公開しております。市民の議論への参加につきまして、基本条例では第5条(市民参加による議会の政策形成)の中で、市民の意見を聴く会や意見交換会といった方法を規定しましたので、今後活発に活用していきたいと考えております。</p> <p>議案、請願・陳情はウェブサイトに掲載しており、議案資料につきましても、傍聴資料の中で紙ベースでの閲覧が可能です。議案等資料の配布につきましては、現在実費負担で複写可能とさせていただいておりますが、配布のご希望があることを踏まえ、今後の検討とさせていただきます。</p>	参考